

求人・求職者の皆さまへ（取扱職種の範囲等の明示書）

株式会社MEDILCY 許可番号（13-ユ-313425）

職業安定法第32条の13及び同法施行規則第24条の5に基づき、有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を、下記とおり明示いたします。

■取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲
当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）一定の労働関係法令違反の求人者による求人及び、暴力団員など(※1)による求人は取り扱わない。※1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条6号に規定する暴力団員をいう。
取扱い地域の範囲：国内全域

■手数料に関する事項

- (1) 求職者から徴収する手数料：求職の皆さまから、手数料は一切頂きません。
(2) 求人者から徴収する手数料（消費税を除く）：

サービスの種類及び内容	手数料の額 ※2
求人受雇時の事務費用	1,000円(手数料負担者は求人者として。)
求人受雇後、求人者に求職者を照会するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40%(または600,000円)のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の40%(または600,000円)のうちどちらか高い方とする。 (手数料負担者は求人者として。)

※2 届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については、求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

人材紹介基本料金

- 【常勤】…採用決定者の想定年収の 30 %
【非常勤】…上記【常勤】と同じ ただし、紹介料が50万円に満たない場合は、50万円※3 とする。
※3 契約書等にて取り交わす実際の紹介手数料は届け出の手数料率の上限は超えないものとする。

■苦情等お問合せ先に関して

苦情処理の責任者は、事業所の紹介責任者となります。求職者又は求人者から苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

■求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

求人者の情報(職業紹介に係るものに限り)については、求職者に公開する場合のほか、求人者の同意を得た事項に限り、ウェブサイトへの表示等の方法により、不特定多数の方に公開する場合があります。

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規定」は以下のとおりです。
1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、株式会社MEDILCY全従業員とする。個人情報取扱責任者は事業所の職業紹介責任者とする事とする。
2 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施する事とする。また、職業紹介責任者は少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。
3 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行う事とする。さらにこれに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行う事とする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。
4 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は各事業所の職業紹介責任者とする。

■返戻金に関する事項

紹介した人材が、自己の都合により、
・1ヶ月未満に退職した場合は、紹介手数料の80%
・入社後1ヶ月以上、3ヶ月未満に退職した場合は、50% を返還いたします。